

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■報告事項

- ①第71回全国植樹祭の開催について … P 1
- ②水産業における諸課題について … P 2～ 6
- ③新規就農者を対象とした美味しまね認証（GAP）の取得に関する
アンケート結果について … P 7～13

令和3年6月8日
農 林 水 産 部

第71回全国植樹祭の開催について

農林水産部林業課
全国植樹祭推進室

1 第71回全国植樹祭の概要

- 日時 令和3年5月30日（日）13：30～15：45（式典14：30～15：30）
- 場所 大田市三瓶山北の原式典会場、植樹会場（多根）
- 式典 プロローグ、式典（オンライン行幸啓）、エピローグの3部構成
- 内容

- ・天皇陛下のおことば
「今回の全国植樹祭は、その長い歴史の中で初めて、島根県大田市三瓶山の会場と、ここ東京の赤坂御用地とをオンラインでつなぎ開催されることになりました。島根県を訪問し、皆さんと直接お会いできないことを残念に思いますが、開催に向けて準備をしてこられた関係者の皆さんの尽力を多といたします。」
- ・御収穫、お手植え、お手播き
- ・新型コロナウイルスの関係で来県いただけない26都道府県とはオンラインで結び、来県20県と合わせ全都道府県が参加

○参加者

	県内	県外	計(人)
招待者（三瓶）①	778	171	949
招待者（東京）②	1	10	11
小計①+②	779	181	960
県職員等・出演者③	1,251	0	1,251
小計①+②+③	2,030	181	2,211
県民参加植樹イベント	3,500	0	3,500
合計	5,530	181	5,711

※オンライン県外招待者は26都道府県の37名

※来県県外招待者は20県の61名

※出演者は映像等出演を含む



2 大会記念品及び記念弁当

- 大会記念品（オンライン県外招待者含む）
県内19市町村のお土産品や協賛企業提供品から選定
全ての記念品の産地・問い合わせ先を記載したPRリーフレットを招待者に配布
〔主な記念品〕
- ・美肌石けん（協賛）
- ・クロマツ名刺入れ（隠岐の島町）
- ・三瓶そば（大田市）

- 大会記念弁当
島根県産品の使用にこだわった弁当を調製。箸は県産間伐材を利用
〔主な食材〕
- ・あご（飛魚）
- ・穴子
- ・たけのこ
- ・和菓子
- ・しまね和牛
- ・しいたけ
- ・しじみ



3 木製ベンチ等を要望先へ配布

- 木製ベンチ
・23県立施設、36小中高校、30林業団体等へ約1,300基を配布
- 鉢花
・8県立施設、22小中高校、19林業団体等へ約1,200鉢を配布
- プランター付き飾り花
・18県立施設、32小中高校、24林業団体等へ約850基を配布

水産業における諸課題について

【水産課】

1. JFしまねに対する業務改善命令について

(1) 経緯等

- 県が、令和2年10月5日から令和3年1月27日にかけてJFしまねに対して水産業協同組合法（以下「水協法」）に基づく検査を実施したところ、複数の法令等違反の事実を確認。
- 県は、水協法に基づく業務改善命令が必要と判断。

(2) 対応状況

- JFしまねに対し、弁明の機会を付与したうえで業務改善命令を発出し、業務改善計画の提出を求める。

（ 3月5日 弁明の機会付与
3月30日 業務改善命令（提出期限：5月31日） ）

- 5月24日、JFしまねが、県に業務改善計画を提出。

業務改善計画の内容

- ① 会長のみに与えられている代表権を専務理事にも与え2名体制とし、これに伴い、職務権限の見直しを行う。
- ② 監査体制については、監事の書類閲覧の円滑な実現に努め、現在係争中の帳簿閲覧謄本交付等請求事件については、司法手続きに則り適宜対応する。

- 6月3日、JFしまねに対し提出のあった業務改善計画について報告徴求（提出期限7月15日）

(3) 今後の進め方

- 業務改善計画は、内部管理体制の充実強化に疑問を抱くものも見受けられ、十分な内容とは言えないことから、JFしまねに計画の詳細な説明を求めていく。

当面のスケジュール（想定）

- 6月下旬 JFしまね総代会（任期満了による役員改選）
- 7月以降 報告徴求後、必要に応じ業務改善命令（改善計画の再提出）
検査等を通じて改善計画の履行状況の確認

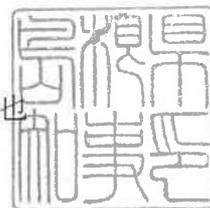
指令水第1082号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 124 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり業務の改善を命ずる。

令和 3 年 3 月 30 日

島根県知事 丸山 達也
(農林水産部水産課)



記

1 業務改善命令の内容

- (1) 貴組合において、2で示すとおり法令等違反が後を絶たないことから、健全な業務運営を確保するため、代表理事をはじめとする役員の職務遂行のあり方を抜本的に見直し、内部管理体制の充実・強化を図ること。
特に、代表理事が他の団体の役員としての業務で長期間不在となり事務が遅延した事案があったことから、代表理事が貴組合の業務に専念できる体制を構築すること。
- (2) また、監査体制についても、2で示すとおり法令等違反が確認されていることから、適正な監査体制の確立を図ること。
なお、これと併せて、現在係争中の帳簿等閲覧謄本交付等請求事件については、司法による実質的・最終的な判断が示されるよう必要な措置をとること。
- (3) 上記(1)及び(2)に関する業務改善計画を令和3年5月31日(月)までに、島根県知事に対して提出すること(提出先:島根県農林水産部水産課)。
- (4) この命令に従わないときは、水産業協同組合法の規定に基づき、役員の改選を命ずることがある。

2 処分の理由

島根県は、水産業協同組合法第 123 条第 4 項の規定に基づき貴組合に対する検査を実施した。この結果、次の法令等違反を確認した。

- (1) 法人税等、消費税等の申告遅延（平成 27 年度分、平成 28 年度分）
- (2) 漁港施設等の占用料の納付遅延（平成 29 年度分、平成 30 年度分、令和元年度分）
- (3) 燃料給油施設における危険物保安監督者の未配置（令和 2 年 1 月から同年 9 月まで）
- (4) 冷凍施設における冷凍保安責任者等の選任の不備（平成 25 年 8 月から令和 2 年 9 月まで）
- (5) 販売保証金にかかる利息未払（平成 26 年度から令和元年度まで）
- (6) 監事の監査権限の制限（監事単独での監査の制限）（平成 30 年 11 月から）

このため、健全な組合運営を行うためには、直ちに貴組合の経営管理体制を再構築する必要があると判断した。

3 教示

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができる。

なお、提出先は、金融庁長官宛にあつては、中国財務局松江財務事務所理財課、農林水産大臣宛にあつては、水産庁漁政部水産経営課である。

- (2) この処分については、(1) の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となる。）行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (3) (1) の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。
- (4) 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。
- (5) 正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。



指令水第255号

島根県松江市御手船場575
漁業協同組合JFしまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和3年5月24日付け3漁しまね第24号で提出のあった業務改善計画について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和3年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 報告を求める事項

- (1) 貴組合から提出された業務改善計画では、会長と専務理事に代表権を付与するとともに職制規程の別表3の職務権限表（以下 職務権限表）を見直し、会長に加え専務理事にも決定権限を付与するのみであり、最終的な決裁権者が不明。このことについて、貴組合の考え方。
- (2) 貴組合は、職務権限表を見直す考えを示しているが、職制規程本文（第20条等）の変更の必要性についての貴組合の考え方。併せて直近の職制規定を提出すること。
- (3) 令和3年3月30日付け指令水第1082号の業務改善命令の下記2処分の理由で示した以下の法令違反については、職務権限表のいずれの項目に該当するのか及び最終的な決裁権者は誰なのか、貴組合の考え方。
 - ① 法人税等、消費税等の申告遅延（平成27年度分、平成28年度分）
 - ② 漁港施設等の占用料の納付遅延（平成29年度分、平成30年度分、令和元年度分）
 - ③ 燃料給油施設における危険物保安監督者の未配置（令和2年1月から同年9月まで）
 - ④ 冷凍施設における冷凍保安責任者等の選任の不備（平成25年8月から令和2年9月まで）

- ⑤ 販売保証金にかかる利息未払（平成 26 年度から令和元年度まで）
- (4) (3)①の法人税の等の申告事務の遅延については、用紙による申告から電子申告へ変更することで申告遅延が解消することの因果関係が不明。このことについて、貴組合の考え方。
- (5) (3)②漁港施設等の占用料の納付遅延、⑤販売保証金にかかる利息未払については処置済みとしているが、納付遅延や利息未払いが生じた原因について言及されていないため、具体的措置の評価ができない。このことから、それぞれの事案が発生した原因に対する貴組合の考え方、各担当部署長へ指示したことを証する書類等。
- (6) (3)③燃料給油施設における危険物保安監督者の未配置、④冷凍施設における冷凍保安責任者等の選任の不備については有資格者を配置済みとしているが、それぞれの事案が生じた原因について言及されていないため、具体的措置の評価ができない。このことから、それぞれの事案が発生した原因に対する貴組合の考え方。
- (7) 貴組合から提出された業務改善計画では、監事の閲覧はその職務遂行上必要な当然の権利であることに異論ありませんので円滑な実現に努めますとしているが、閲覧及び謄写をいずれも監事に認めるのか不明。このことについての貴組合の考え方。

2 報告の期限

令和 3 年 7 月 1 5 日（木）

3 報告の方法

書面（様式任意）

新規就農者を対象とした美味しまね認証（GAP）の 取得に関するアンケート結果について

農林水産部
[産地支援課]

調査の目的

- ・GAPは、経営上のリスクの削減や、作業効率の向上、農作業安全の確保、労働環境の改善等を通じて、安定的な経営を実現する仕組みであり、令和2年度より補助事業を活用する担い手の方に、美味しまね認証（美味しまねゴールド）を含む国際水準GAPを1年以内（事業実施年度の翌年度末まで）に取得していただくこととした。
- ・特に、新規就農者（就農1～5年目）にとっては、経営初期から美味しまね認証（GAP）に取り組むことで、早期の経営安定が見込まれることから、農業普及員がマンツーマンで重点的に認証取得を支援。
- ・今後の認証取得支援を円滑に行うため、現在、補助事業の活用に伴い美味しまね認証（GAP）取得に取り組んでいる新規就農者106名に対して、令和3年2～3月にアンケート調査を実施。

結果の概要

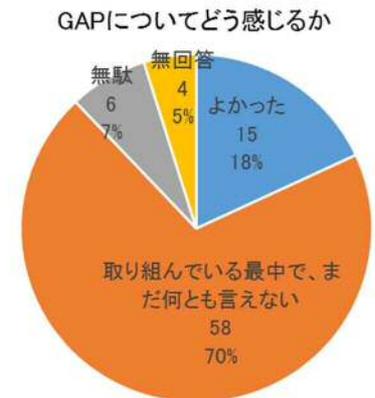
- アンケートに回答した農業者の7割以上が、現在の農業普及員による指導があれば1～2年程度又はそれより短い期間で美味しまね認証（GAP）が取得できると回答。
- また、農業普及員による指導は、「訪問の頻度」や「相談対応の早さ」を評価する回答が8割を超えているなど一定の評価を得ており、全体としてGAPの取得については順調に進んでいるものと認識。
- 一方、美味しまね認証（GAP）の取得に3年以上かかると回答した約2割の農業者について分析すると、
 - ① 取組に大きな負担を感じていない方が7割であり、これは全体の傾向と大きな違いがなく、
 - ② 約7割が農業普及員の指導に概ね満足していること等を鑑みると、取得自体が難しいというよりはむしろ、GAP取得の必要性や要件化に疑問を持っている割合が多いものと認識。
- アンケートの回答では、整理整頓、作業のルール化、衛生管理や労働環境の改善、関係知識の習得等様々なGAPに取り組むメリットが挙げられており、県としても、認証取得者と協力しながらGAPの意義をさらに浸透させていく。

主なポイント

1 美味しまね認証（GAP）に取り組んでみての感想

取り組んでいる最中で明確な評価を避ける回答が70%を占めたが、7%（6人）の農業者からは「取り組むのは無駄」との回答があった。

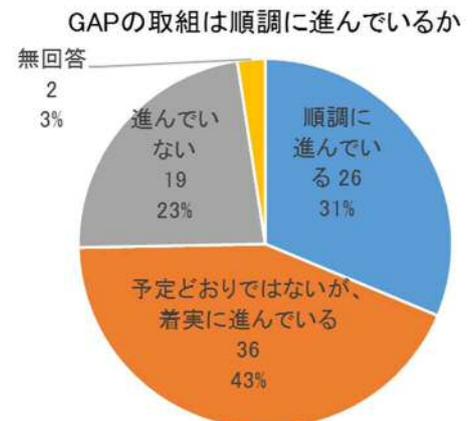
否定的回答をした方からは「GAP取得を義務づけることに反対」、「半強制的に取り組まざるを得ない状況は間違っている」といったコメントもあり、GAPの取組そのものに対する評価ではなく、要件化等への疑問を示したものと考えられる。



2 美味しまね認証（GAP）の取組の自己評価（順調か）

全体の75%が「順調」又は「着実」に進んでいると回答しており、GAPの取組が新規就農者の農業経営において過度な負担となっていないことが確認された。

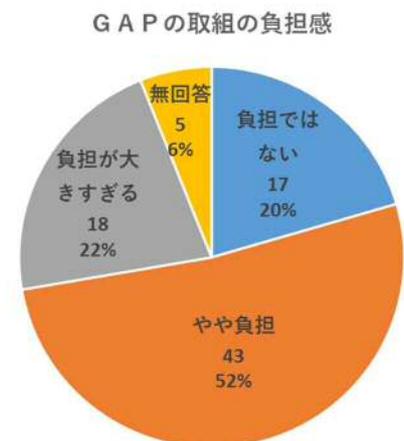
取組が順調に「進んでいない」と回答した23%については、そのうち農業普及員の訪問頻度が「少なすぎる」と回答した割合が約4割（全体では14%）に達しており、進捗の状況をきめ細かく支援に反映させていくことが重要。



3 美味しまね認証（GAP）の負担感

全体の72%が「大きな負担ではない」又は「やや負担に感じるが、なんとか続けられそう」と回答しており、GAPの取組の自己評価と同様、農業経営において過度な負担となっていないことが確認された。

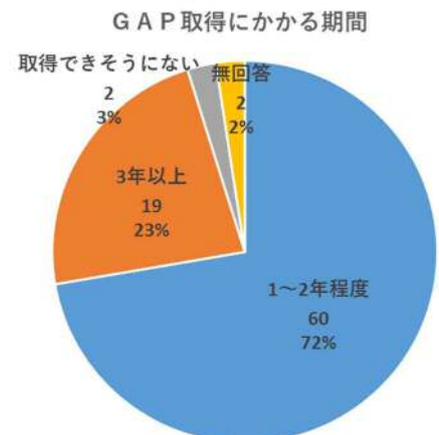
「負担が大きすぎるので、継続していく自信がない」と回答した22%については、3割（全体では16%）が「50万円以上経費がかかった」と回答していることから、中古ロッカーを活用した農薬保管庫など、認証取得者の事例を紹介しながら、手間や経費削減の指導を行っていくことが重要。



4 美味しまね認証（GAP）取得に要する期間

全体の72%が「1～2年程度」で取得できると回答。

「3年以上かかる」と回答した23%のうち、「大きな負担にはなっていない」、「やや負担を感じるが、なんとか続けられそう」と回答した方は7割、また普及指導の満足度についても7割が「概ね満足」と回答しており、取得自体が難しいというよりはむしろ、GAP取得の必要性や要件化に疑問を持っている割合が多いものと考えられる。



美味しまね認証とは？ ～安全で美味しい島根の県産品認証制度～

- 正式名称 安全で美味しい島根の県産品認証制度
＝通称「美味しまね認証」
- 目的 島根県内で生産される農林水産物の
「高い安全性」と「品質の確保」
- 県が定めたGAP基準に基づく取組を実施している農林水産物を知事が認証
(島根県独自のGAP認証制度)
- 制度沿革
 - 平成21年1月 制度創設
 - 平成28年11月 2020年東京オリパラ大会食材調達基準準拠
 - 平成31年1月 新たな上位認証基準「美味しまねゴールド」
(国際水準GAP)を制定



※GAP (Good Agricultural Practice) とは？

「よい農業のやり方」 (日本語直訳)

「農業生産工程管理」 (農林水産省の日本語訳)

- 「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権・福祉」「農場運営」について生産者が守る対策をルールとして定め、点検・記録し、改善する取組のこと
- GAPに取り組むことで、食品事故や農作業事故等のリスクを最小限にとどめることが可能となる
- GAP認証は、第三者機関の審査により、GAPが正しく実践されていることが確認された証明のこと。認証を取得することで、GAPを実施していることが客観的に証明される
- GAP認証は「農場管理の善し悪し」を「見える化」するもの

新規就農者を対象としたGAPの取得に関するアンケート結果

- 目的 今後のGAP指導に活かすため、新規就農者に対してGAP認証取得に関するアンケートを実施。
- 調査時期 R3年2月～3月
- 調査方法 無記名による郵送調査
- 調査対象者 新規就農者106名
- 回答数 回答率 78.3% (回答者 83名)
- 結果

1 GAPについて

(1) GAPに取り組む前からGAPのことを知っていましたか。

項目	実数	%
A 知っていた	49	59%
B 聞いたことはあったが詳しい内容は知らなかった	26	31%
C 知らなかった	7	8%
無回答	1	1%
合計	83	100%

(2) GAP (美味しまね認証)に取り組んでみて、GAPについてどう感じますか。

項目	実数	%
A 取り組んでよかった	15	18%
B 取り組んでいる最中で、まだ何とも言えない	58	70%
C 取り組むのは無駄だと感じている	6	7%
無回答	4	5%
合計	83	100%

(3) 取り組んでよかった点を教えてください。((2) でよかった人・3つ以内)

項目	実数
A 整理整頓ができた	13
B 農薬や肥料の在庫が減った	3
C 労働環境がよくなった	4
D 衛生管理に気を遣うようになった	8
E 販路拡大につながった	1
F 関係法令の知識が習得できた	4
G SDGsの実践ができた	0
H 記録を付けることで振り返ることができた	5
I ルールを作ることができた	7
J 生産する農産物に自信が持てるようになった	2
K 作業安全につながった	2
L 経営全体を把握することができた	3
M 従業員のやる気につながった	1
N 経営上の様々なリスクが減った	1
O コスト削減につながった	1
P 労働時間が短くなった	0
Q その他 (経営の仕組みが手に入った)	1

2 G A P の取組状況について

(1) G A P の取組は順調に進んでいますか。

項目	実数	%
A 順調に進んでいる	26	31%
B 予定どおりではないが、着実に進んでいる	36	43%
C 進んでいない	19	23%
無回答	2	2%
合計	83	100%

(2) G A P の取組は、あなたの農業経営の中でどの程度負担になっていますか。

項目	実数	%
A 大きな負担にはなっていない	17	20%
B やや負担を感じるが、なんとか続けられそう	43	52%
C 負担が大きすぎるので、継続していく自信がない	18	22%
無回答	5	6%
合計	83	100%

(3) 現状の農業普及員による指導を前提とした場合、どの程度の期間があれば、G A P 認証（美味しまね認証）を取得できると考えていますか。

項目	実数	%
A 1～2年程度（又はそれより短い）	60	72%
B 3年以上	19	23%
C いくら準備しても取得できそうにない	2	2%
無回答	2	2%
合計	83	100%

(4) G A P に取り組むに当たって、これまでどのぐらいの経費が掛かっていますか。

項目	実数	%
A 10万円程度（又はそれより少ない）	36	43%
B 10万円～50万円程度	30	36%
C それ以上	14	17%
無回答	3	4%
合計	83	100%

3 農業普及員のG A P 認証取得支援について

(1) G A P 認証取得に農業普及員の支援は必要だと思いますか。

項目	実数	%
A 必要である	76	92%
B 不要である	2	2%
C どちらとも言えない	4	5%
無回答	1	1%
合計	83	100%

(2) 農業普及員はこれまでGAPの指導で何度訪問しましたか。

項目	実数	%
A 2～3回未満（訪問していない）	30	36%
B 2～3回	28	34%
C 4回以上	23	28%
無回答	2	2%
合計	83	100%

(3) 農業普及員の訪問頻度についてどう思いますか。

項目	実数	%
A 少なすぎる	12	14%
B ちょうどよい	61	73%
C 多すぎる	1	1%
無回答	9	11%
合計	83	100%

(4) 農業普及員への相談対応の早さについてどう思いますか。

項目	実数	%
A 早い	24	29%
B ちょうどよい	43	52%
C 遅い	12	14%
無回答	4	5%
合計	83	100%

(5) 農業普及員が行っている支援の満足度について選んでください。

項目	実数	%
A 概ね満足している	57	69%
B 少し不満がある	15	18%
C 大いに不満がある	8	10%
無回答	3	4%
合計	83	100%